

条例

今回改正が行われた条例について概要をお知らせします。

定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正

定住促進住宅団地の借受者に対し、20年間の賃貸借期間満了による無償譲渡と、賃貸借契約締結の日から12年経過後に、譲渡を希望される借受者に対して譲渡が可能となるよう条例の一部が改正されました。併せて本条例第11条に規定する無償譲渡について、さつま町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正が行われました。



定住促進永野住宅団地

(主な質疑)
問 12年経過時の譲渡はどうなるのか。

答 借受者が譲渡を希望された場合は、12年間で支払われた賃貸料を譲渡代金から控除した残額を払った場合に譲渡されます。

観光公園条例の一部改正

川内川河川激甚災害対策特別緊急事業の築堤工事により、轟の瀬公園の一部が買収され、公園面積が、1256・19平方メートルから615・66平方メートルとなり公園としての機能を失うことから、本条例の一部が改正されました。



廃止された轟の瀬公園（河川側緑地部分）

問 残地の活用方法は。

答 擁壁及び築堤で3方を囲まれた土地となることから、駐車場又は売却が考えられるが、活用方法については今後検討していきます。

乳幼児医療費助成条例の一部改正

平成22年1月1日から町民税課税世帯の自己負担を廃止し、就学前まで医療費を無料化するよう条例の一部が改正されました。

なお、現在の乳幼児医療費助成対象者は1166人であり、うち町民税課税世帯の対象者は981人となっています。

決算特別委員会設置

議会最終日の10月2日に平成20年度各会計の決算が上程されました。決算審査を行うため9人の委員で構成する決算特別委員会を設置しました。

決算特別委員会は11月2日から9日（土日祝日を除く）の5日間の予定です。審査結果は、12月議会定例会で報告されます。

○委員長	木下 賢治
○副委員長	内田 芳博
○委員	森山 大
	米丸 文
	川口 憲
	新改 秀
	舟倉 武
	内之倉 成功
	柏木 幸平

議会傍聴へどうぞ

- ・ 日程等は事前にお知らせしますので傍聴にお越しください。
- ・ 本庁、鶴田総合支所、薩摩総合支所のロビーに設置してあるテレビやインターネットで本会議の議会中継を見ることができます。
- ・ 次回は、12月開会予定です。